

## 動物販売業者等が取り扱う動物に関する 帳簿に記載する内容について

動物販売業者等（販売、貸出し、展示、譲受飼養）が備え付けなければならない「動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿」の記載事項は以下の項目です。この項目を満たしていれば、様式は問いません。電磁的方法による保存も認められます。

犬猫：所有し、又は占有する個体ごとに記載します。

犬猫以外の動物：所有し、又は占有する動物の種類等ごとに記載します。

### 【必要な記載事項】

- ① 動物の**種類等**の名称
  - ② 動物の**生年月日**
    - \* 輸入等をされた動物で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等
  - ③ 動物の**繁殖者**の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（または所在地）
    - \* 輸入された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を輸出した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
    - \* 譲渡された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
    - \* 捕獲された動物は、この動物を捕獲した者の氏名（法人の場合は名称）、登録番号または所在地及びこの動物を捕獲した場所
  - ④ 動物を**所有した、または占有した日**
  - ⑤ 動物を動物販売業者等【ご自身】に**販売した者または譲渡した者**の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（または所在地）
  - ⑥ 動物を**販売した、または引渡した日**
  - ⑦ 動物の**販売または引渡しの相手方**の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（または所在地）
  - ⑧ 動物の販売または引渡しの相手方が**動物の取引に関する関係法令に違反していないこと**の確認状況
  - ⑨ （販売業者）動物の販売に際しての**情報提供【対面説明・現物確認】**（法第21条の4）及びこの情報提供についての**顧客による確認**（規則第8条第6号）の実施状況
  - ⑩ （貸出業者）動物の貸出しに際しての情報提供の実施状況（規則第8条8号）並びに動物の貸出しの目的及び期間
  - ⑪ （販売業者）動物の**販売を行った者の氏名**
  - ⑫ 動物が**死亡した日**
  - ⑬ 動物の**死亡の原因**
- } 動物販売業者等が飼養または保管している間に死亡した場合